阿南荘ホームヘルプサービス重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（徳島県指定 第３６７０４０００２１号）

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

１．事業者 …… 1
２．事業所の概要 …… 1
３．事業実施地域及び営業時間 …… 2
４．職員の体制 …… 2
５．当事業所が提供するサービスと利用料金 …… 3
６．サービスの利用に関する留意事項 …… 8
７．苦情の受付について …… 9
８．事故発生時の対応 …… 9
９．虐待の防止について …… 10
10．緊急時の対応 …… 10

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　阿南福祉会
（２）法人所在地　　徳島県阿南市宝田町今市金剛寺４３番地
（３）電話番号　　０８８４－２２－５６５６
（４）代表者氏名　　理事長　　岸　　彰
（５）設立年月　　昭和４７年４月１日

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　　指定訪問介護事業所・平成１２年４月１日指定
（２）事業の目的　　介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する

ことを目的とする

（３）事業所の名称　阿南荘ホームヘルプサービス

（４）事業所の所在地　阿南市宝田町今市金剛寺４３番地

（５）電話番号　０８８４－２２－５１１８

（６）管理者氏名　助　石　浩　章

（７）当事業所の運営方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。

また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

（８）開設年月　平成４年３月１日

（９）事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[在宅介護支援センター事業]　阿南荘在宅介護支援センター

[居宅介護支援事業]　阿南荘在宅介護支援センター、　琴江荘居宅介護支援事業所

[短期入所生活介護事業]　阿南荘短期入所生活介護事業所　定員　２２名

琴江荘短期入所生活介護事業所　定員　２０名

[通所介護事業]　阿南福祉会デイサービスセンター

[特別養護老人ホーム]　阿　南　荘　定員１２０名、　琴　江　荘　定員８０名

３．事業実施地域及び営業時間

（１）通常の事業の実施地域　阿南市

（２）営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	年中無休２４時間
サービス提供時間帯	年中無休　８時～２１時

４．職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
１．管理者	１名			１名	職員・業務管理、苦情処理
２．サービス提供責任者	１名以上		１名以上	１名	利用調整、計画作成
３．訪問介護員(サービス提供責任者を含む)	３名以上	２名以上	３名以上	２．５名	サービスの提供
(1)介護福祉士	１名以上	１名以上	２名以上		

	(2)訪問介護養成研修１級 （ヘルパー1 級）課程修了者					
	(3)訪問介護養成研修 2 級 （ヘルパー2 級）課程修了者		1名以上	1名以上		
	(4)訪問介護養成研修 3 級 （ヘルパー3 級）課程修了者					

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
（例）週 8 時間勤務の訪問介護員が 5 名いる場合、常勤換算では、
1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

（１）利用料金が介護保険から給付される場合
（２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

○身体介護
入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
○生活援助
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。
○介護タクシー
乗降介助・通院（外出）に必要な身体介護を行います。
注）運賃については自己負担となります。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

【基本サービス】身体介護、生活援助に共通するサービスです。

＃健康チェック

利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等健康状態のチェックを行います。

＃環境整備

換気、室温・日当たりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等を行います。

＃相談援助、情報の収集および提供

① 身体介護

○清拭・入浴介助、身体整容

…全身の清拭、部分浴（手浴及び足浴）、洗髪、全身浴、洗面等および更衣の介助、身体

の整容を行います。

○排せつ介助

…排せつの介助（トイレ利用、ポータブルトイレ利用の場合）、おむつ交換を行います。

○食事介助

…食事の介助を行います。（嚥下が困難な方には流動食等の調理も行います。）

○体位交換、移動・移乗介助

…体位の交換、ベッドから車椅子への移乗および車椅子での移動の介助を行います。

○通院・外出介助

…通院・外出時の介助を行います。

○起床・就寝介助

…起床および就寝の介助を行います。

○服薬介助

…服薬の介助を行います。

○自立を損なわない（重度化防止）為の見守り的援助

…生活の維持・回復を促すための声かけや見守りを行います。

② **生活援助**

○調理

…ご契約者の食事の用意を行います。（**ご家族分の調理は行いません。**）

○洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（**ご家族分の洗濯は行いません。**）

○掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。（**ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。**）

○買い物

…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（**預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。**）

○衣類の整理

…ご契約者の衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）を行います。

○被服の補修

…ご契約者の被服のボタン付けや破れの補修等を行います。

③ 乗降等介助　平成 22 年 8 月 1 日より、介護タクシー事業を運送事業の許可を頂き行っています。利用料金等については、運送定款により定められています。ケアマネージャーと相談して利用できます。

④ **＜サービス利用料金＞**（契約書第 8 条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次の通りです。また、乗降等介助及び介護タクシー運賃についての、利用料金については、約款により定められています。サービス提供責任者やケアマネージャーと相談して下さい。

※ 以下の表は１割の自己負担額を記載しておりますが、世帯の所得状況により負担割合が２割・３割の場合もあります。

身体介護	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分毎に)
	1．利用料金	1,630円	2,440円	3,870円	5,670円	820円
	2．うち、介護保険から給付される金額	1,467円	2,196円	3,483円	5,103 円	738円
	3．サービス利用に係る自己負担額（1－2） ≪10%加算した金額≫		244円 ≪268円≫	387 円 ≪426円≫	567 円 ≪624円≫	82円 ≪90円≫
	2割負担　利用金額		488円 ≪537円≫	774円 ≪851円≫	1,134円 ≪1,247円≫	164円 ≪180円≫
	3割負担　利用金額		732円 ≪805円≫	1,161円 ≪1,277円≫	1,701円 ≪1,871円≫	246円 ≪271円≫
生活援助	サービスに要する時間		20分以上 45分未満	45分以上		
	4．利用料金		1,790円	2,200円		
	5．うち、介護保険から給付される金額		1,611円	1,980 円		
	6．サービス利用に係る自己負担額（4－5） ≪10%加算した金額≫		179円 ≪197円≫	220円 ≪242円≫		
	2割負担　利用金額		358円 ≪394円≫	440円 ≪484円≫		
	3割負担　利用金額		537円 ≪591円≫	660円 ≪726円≫		
乗降介助	7．利用料金	970円				
	8．うち、介護保険から給付される金額	873円				
	9．サービス利用に係る自己負担金（7－8） ≪10%加算した金額≫	97円 ≪107円≫				
	2割負担　利用金額	194円 ≪213円≫				
	3割負担　利用金額	291円 ≪320円≫				
	運賃片道		270円 (15分未満)	540円　(15分以上30分未満)	810円　(30分以上45分未満)	
身体	10．サービスに要する時間	身体30分 生活20分以上	身体1時間 生活20分以上	身体1.5時間 生活20分以上	身体2時間 生活20分以上	
	11．利用料金	3,090円	4,520円	6,320円	7,140円	

生活	12. うち、介護保険から給付される金額	2,781 円	4,068 円	5,688 円	6,426 円	
	13.サービス利用に係る自己負担金(11-12) ≪10%加算した金額≫	309 円 ≪340 円≫	452 円 ≪497 円≫	632 円 ≪695 円≫	714 円 ≪785 円≫	
	2 割負担　利用金額	618 円 ≪680 円≫	904 円 ≪994 円≫	1,264 円 ≪1,390 円≫	1,428 円 ≪1,571 円≫	
	3 割負担　利用金額	927 円 ≪1,020 円≫	1,356 円 ≪1,492 円≫	1,896 円 ≪2,086 円≫	2,142 円 ≪2,356 円≫	
	14. サービスに要する時間	身体 30 分	身体 1 時間	身体 1.5 時間	身体 2 時間	身体介護（0.5 時間増える毎に）
	身体+生活援助 45 分以上	374 円 ≪411 円≫	517 円 ≪569 円≫	697 円 ≪767 円≫	779 円 ≪857 円≫	65 円
	2 割負担　利用金額	748 円 ≪823 円≫	1,034 円 ≪1,137 円≫	1,394 円 ≪1,533 円≫	1,558 円 ≪1,714 円≫	130 円
	3 割負担　利用金額	1,122 円 ≪1,234 円≫	1,551 円 ≪1,706 円≫	2,091 円 ≪2,300 円≫	2,337 円 ≪2,571 円≫	195 円
	身体+生活援助 70 分以上	439 円 ≪483 円≫	582 円 ≪640 円≫	762 円 ≪838 円≫	844 円 ≪928 円≫	65 円
	2 割負担　利用金額	878 円 ≪966 円≫	1,164 円 ≪1,280 円≫	1,524 円 ≪1,676 円≫	1,688 円 ≪1,857 円≫	130 円
	3 割負担　利用金額	1,317 円 ≪1,449 円≫	1,746 円 ≪1,921 円≫	2,286 円 ≪2,515 円≫	2,532 円 ≪2,785 円≫	195 円

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆加算について

特定事業所加算Ⅱとして、各単位数に 10%加算されます。

介護職員等処遇改善加算Ⅰとして、月額 24.5%加算されます。

初回加算として、初回利用月のみ 1 回 200 円加算されます。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
・早朝（午前 6 時から 8 時まで）：25%
・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆訪問介護養成研修3級課程（ヘルパー3級）修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の７％が割り引かれます。

☆2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、担当ケアマネージャーとサービス提供責任者が協議の上ご契約者の同意のもと、対応します。

＊2 人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

・体重の重い方に対する安全面を考慮した入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第８条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合又は、介護保険外サービスを利用の場合、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

☆特定事業所加算(Ⅱ)として10%加算となります。

サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 （30分増す毎に）
身体介護	1,670円 ☆2,090円	2,500円 ☆2,750円	3,960円 ☆4,360円	5,790円 ☆6,370円	840円 ☆920円
サービスに要する時間	20分以上 45分未満		45分以上		
生活援助	1,830円 ☆2,010円		2,250円 ☆2,480円		

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%

・早朝（午前6時から8時まで）：25%

・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆訪問介護養成研修3級課程修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の5%が割り引かれます。

介護保険外のサービスについては以下の通り自費にて対応します。

☆通院・入院付添サービス　1時間2，000円

☆家事援助サービス　1時間2，700円

※大掃除、草抜き、庭の掃除、ペットの世話、同居家族への家事、等

（３）交通費（契約書第８条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。（公用車両使用時は、事業所から片道１５キロメートル以上の場合１００円）

（４）利用料金のお支払い方法（契約書第８条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、毎回サービスの提供終了時にご請求いたしますのでその都度現金にてお支払い下さい。ご契約者のご事情により他のお支払い方法をご希望される場合は、お気軽にご相談下さい。

（５）利用の中止、変更、追加（契約書第９条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の１０％ （自己負担相当額）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○天候の悪化等の理由警報・注意報発令時、交通状況により訪問が困難な場合中止又は、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

６．サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

（２）訪問介護員の交替（契約書第６条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（３）サービス実施時の留意事項（契約書第７条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「５．当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

（４）サービス内容の変更（契約書第 10 条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（５）訪問介護員の禁止行為（契約書第 14 条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為 ②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受 ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供 ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙 ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

７．苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

（１）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

［職名］　管　理　者　　助　石　　浩　章

サービス提供責任者　　田　村　千　代

サービス提供責任者　　表　原　理　三

○受付時間　　毎週月曜日～土曜日　　電話番号　２２－５１１８

９：００～１８：００

（２）行政機関その他苦情受付機関

阿南市役所 介護保険担当課	所在地　阿南市富岡町トノ町１２－３ 電話番号　０８８４－２２－１７９３

	受付時間　８：３０～１７：００
国民健康保険団体連合会 相談窓口	所在地　徳島市川内町平石若松７８－１ 電話番号　０８８－６６５－７２０５ 受付時間　９：００～１７：００

８．事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合の対応について

１．ご家族、ご契約者（ご連絡先）、必要に応じて市町村及び利用者に関係する居宅介護支援事業所へも速やかに事故状況等の報告を行います。

２．ご利用者の救命や安全確保を最優先に救急処置を行うとともに、ご利用者が指定する病院、主治医への連絡および医療機関との連携を速やかに行います。

３．事故が発生した場合は事実を調査、確認し事故の究明分析も行います。ご家族、ご契約者に経過報告も行い整理し記録を行います。

４．事故発生直後の初期対応手順や緊急連絡継送リストを常に整備し全職員が理解し速やかに対応できる様周知徹底を行います。

５．常にご利用者の立場に立ち、ご利用者の心身の特徴や状態を常に把握し、ケアプラン等を活用しながらサービスの質の向上を図る様職員が連携を図ると共に介護技術の研鑽に努めより良いサービスの提供を目指します。

６．事故が発生した場合は事業所全体で受けとめ、窓口を一本化しご家族ご契約者と連携を図り誠意をもって事故解決に努めます。

７．賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償等の手続を速やかに行います。当事業所は「社会福祉施設総合保険」に加入しております。

９．虐待防止の措置

１．当事業所管理者を虐待防止に関する責任者として選定しています。

２．成年後見制度の利用を支援します。

３．職員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

４．サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを所轄の保険者に通報します。

10　緊急時の連絡先

緊急時の連絡は、24 時間 365 日　下記専用窓口で受け付け致します。

阿南荘ホームヘルプサービス　　０８８４－２２－５１１８

年　　月　　日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

阿南荘ホームヘルプサービス

説明者職員名　　氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名　　印

代理人住所

氏名　　印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1．契約締結からサービス提供までの流れ

（1）ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

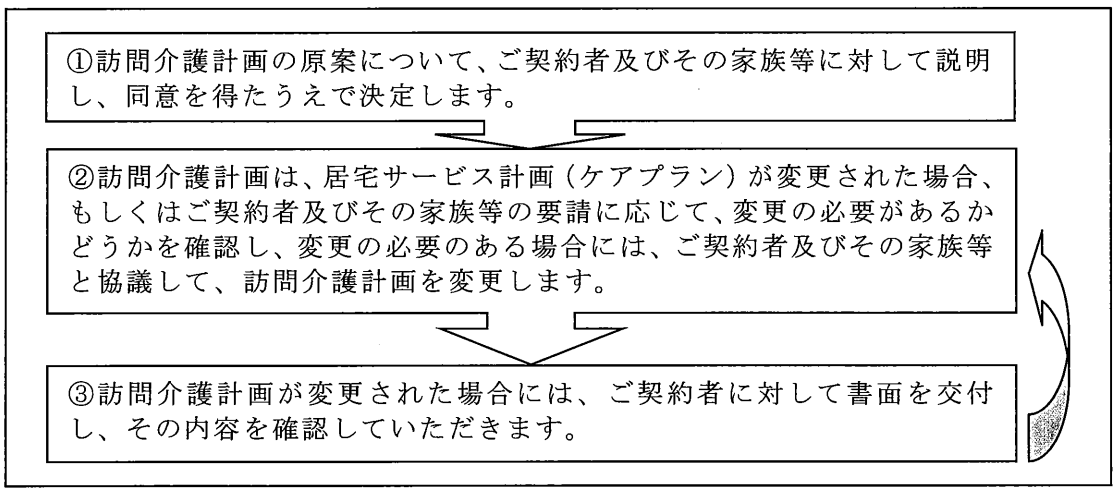

（2）ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

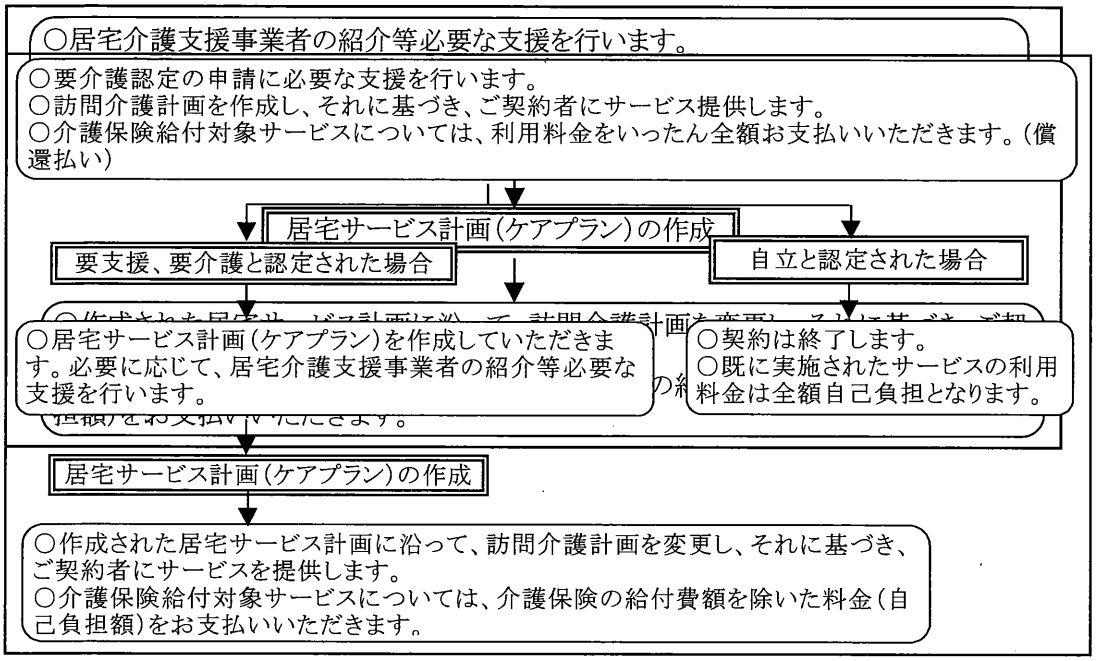

②要介護認定を受けていない場合

2．サービス提供における事業者の義務（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全･確保に配慮します
②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

3．損害賠償について（契約書第 15 条、第 16 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

４．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の２日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 18 条参照）

①ご契約者が死亡した場合
②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 19 条、第 20 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その　場合には、契約終了を希望する日の３日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② ご契約者が入院された場合
③ ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 21 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが２か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 18 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

付　　則

この重要事項説明書は、平成１２年４月１日から施行する。

・平成１５年４月１日　改訂施行
・平成１６年１月１日　改訂施行　（８事故発生時の対応）
・平成２１年４月１日　改定施行　（９緊急時の連絡先）
・平成２２年８月１日　改定施行　（５当事業所が提供するサービスと利用料金）
・平成２４年４月１日　改訂施行　（５当事業所が提供するサービスと利用料金）
・平成２６年４月１日　改訂施行　（５当事業所が提供するサービスと利用料金）
・平成２７年４月１日　改訂施行　（５当事業者が提供するサービスと利用料金）

・平成２９年４月１日　改訂施行　（介護職員処遇改善加算率改定、介護保険外サービスの追加）
・平成３０年４月１日　改訂施行　（５当事業所が提供するサービスと利用料金）
（８苦情受付機関連絡先）
・令和１年１０月１日　改訂施行　（５当事業所が提供するサービスと利用料金）
・令和３年　４月１日　改訂施行　（５当事業所が提供するサービスと利用料金）
・令和４年１０月１日　改定施行　（介護職員等ベースアップ等加算新設）
・令和５年　３月１日　改定施行　（９．虐待防止の措置　追加）
・令和６年　１月１日　改定施行　（４．職員の体制、５．利用料金　負担割合）
・令和６年　４月１日　改定施行　（５．当事業所が提供するサービスと利用料金）